

会報

2026年2月号

小山内総合法務事務所

Tel:042-773-3823

Mail:osanai.kazue8@gmail.com

ホームページ:

<https://osanai-houmu.com/>



<提供サービス>

- | | |
|-----------------|----------|
| ・遺言書 | ・遺産分割協議書 |
| ・相続手続き | ・生前贈与 |
| ・事業承継 | ・許認可申請 |
| ・補助金申請 | |
| ・ファイナンシャルプランニング | 他 |

この会報は、お世話になった方々やセミナー参加者にお届けしています。お届け先様からのご相談は初回無料で承っています。



今回のテーマは「衆議院解散は総理の専権か」です。

去る2月8日に衆議院議員総選挙がおこなわれました。高市総理が国民の信を問うという目的のために衆議院を解散したことによるものです。前回の総選挙は2024年10月でしたから、4年の任期があった衆議院議員がわずか1年3か月ほどで職を失ったことになります。中道改革連合では100人以上の議員が当選できず、正に議員としての職を失ったと言えます。

このように総理大臣は、多くの議員の職を、もっと言えば人生を、大きく運命づけることができてしまいます。解散が取り沙汰されたときにある自民党の幹部は、衆議院の解散は総理の専権事項であると言っていました。私たちもニュースなどで時々耳にすることです。では本当に、総理大臣にそのような専権があるといった法律の規定があるのでしょうか。答えは、Noです。ただ、憲法の規定と長年の政治慣行の積み重ねによって、事実上そう扱われてきた、というのが正確な理解です。以下、整理してみます。

衆議院の解散は極めて政治的な権限ですので最高法規である日本国憲法に定められています。憲法第7条に「天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために次の国事行為を行う。」とあり、その第三号で、「衆議院を解散すること。」と定められています。衆議院の解散はこの規定を根拠として行われます。ここで重要なのは、解散を「決定」する主体は天皇ではないということです。「天皇は日本国の象徴であり」、「国政に関する権能を有しない」と憲法で定められています。天皇はあくまで「助言と承認」に基づいて形式的に行っているのです。

では、天皇に衆議院の解散を行うように「助言と承認」をすることを決定するのは誰でしょう。先ほどの第7条を見ると「内閣の」とあります。ですので、意思決定主体は内閣です。

我々一般の国民は、総理大臣が意思決定の主体か、内閣が意思決定の主体かは区別せず同じ一つのものと考えているのが普通だと思います。しかし、法律上はこの2つを明確に区別して規定しています。ですから、天皇の国事行為としての衆議院の解散の意思決定の主体は、総理大臣ではなく内閣であるということになります。つまり法律上は総理大臣の専権ではありません。

また、内閣は閣議によって意思決定をしますが、そこでは全会一致が原則的運用だと言われています。だとすると、多くの大臣が自らも衆議院議員であるわけですから、今解散は得策ではないと考える大臣も出てくる可能性があります。すると総理大臣は解散を諦めなければならないのでしょうか。

ここで憲法第68条を見てみると、「内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる」と定められています。つまり、もし反対者が出てきたら総理大臣はその大臣を更迭すれば良いのです。総理大臣は、内閣を代表する職ですから、内閣内で極めて強い立場が保たれているのです。そのため実務上は、「総理大臣が解散の意向を示せば、内閣としてそれに従う」という形が定着しているわけです。

「衆議院解散は総理の専権事項」という発言は、法的には誤りであり、政治的慣行を誇張した表現にすぎないと言えます。